

## 緊急事態宣言発令期間における たつの矯正歯科クリニックの対応方針

ご通院くださっている方々には日頃、当院診療業務にご協力いただきありがとうございます。  
今回1都3県に続き関西3府県にも2回目の緊急事態宣言が発令されました。  
当院は発令下地域に所在する歯科医療機関として、『昼夜問わず期間中の外出機会の集中的な抑制』という  
特措法の趣旨に従い、行政の方針に沿って対応いたします。

- 1、矯正歯科治療上の「必要至急」な診療は、発令期間中も変わらず行います。
- 2、ただし、感冒症状類似症状や濃厚接触が疑われる場合はキャンセルいただき、  
当院のフォローアップシステムをご利用ください。お電話でご説明いたします。
- 3、当院入室者数調整のため、治療効果に影響しない範囲で、ご予約の延期を当院より  
お願いすることがございます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 4、従業員の出勤抑制のため、診療終了を緊急事態宣言発令中は30分繰り上げ  
19:00とさせていただきます。
- 5、他府県からのご来院は原則延期していただき、当院オンライン診療システムのご利用を  
お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、大切な高齢者の命を脅かす病気です。  
若い方々とも、明るい未来のために、その終息に向けて力を合わせて行きたいと、  
当院スタッフ共々、願っています。

たつの矯正歯科クリニック 院長 龍野耕一